

## 証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび弊社では、以下の各証券投資信託について、受益者の皆様のご意向を確認したうえで繰上償還を行なうべく、「投資信託及び投資法人に関する法律」第20条、その関係法令および各証券投資信託の信託約款の規定に基づいて、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を実施いたしますので、お知らせいたします。

### 【対象となる証券投資信託の名称】

追加型証券投資信託 日興キャピタル・ストラテジー・ファンド毎月分配型  
(通貨アルファ戦略コース)

追加型証券投資信託 日興キャピタル・ストラテジー・ファンド毎月分配型  
(円ヘッジコース)

### 【繰上償還の理由】

弊社設定の「日興キャピタル・ストラテジー・ファンド毎月分配型（通貨アルファ戦略コース）」および「日興キャピタル・ストラテジー・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）」（以下、「各ファンド」といいます。）につきまして、投資対象とする投資信託証券であるルクセンブルグ籍外国投資法人（以下、「投資対象ファンド」といいます。）の運用会社から、純資産総額の減少を理由として、オプション取引による運用戦略の継続が困難となっており、また投資対象ファンドで負担する固定費のコスト率が上昇しているとの見解を得ました。これをうけ、弊社では昨今の純資産総額の低迷等を勘案し、各ファンドともに信託約款に定める「運用の基本方針」に則った運用の継続が困難な状況にあると考え、繰上償還することが受益者にとって有利であると判断いたしました。

### 【書面決議に関するスケジュール】

このたびの繰上償還に関する書面決議の手続きは、以下の日程にて進めてまいります。

◎繰上償還に関する書面決議の対象受益者の確定日	: 平成27年11月26日（木）
◎議決権行使書面による議決権行使期限	: 平成27年12月22日（火）
◎書面決議日	: 平成27年12月25日（金）
◎当局への届出日	: 平成27年12月28日（月）
◎信託終了日（予定）	: 平成28年1月28日（木）
◎償還金支払開始日（予定）	: 平成28年1月29日（金）

### 【書面決議の判定】

各ファンドについて、書面決議は、賛成の意思表示をされた受益者（信託約款の規定に基づき、議決権を行使されず賛成とみなされた方を含みます。）が保有する平成27年11月26日現在の受益権口数の合計が、平成27年11月26日現在の受益権総口数の3分の2以上であった場合に可決されます。本書面決議にて可決された場合、平成28年1月28日をもって繰上償還させていただきます。

また、本書面決議にて否決された場合は、各ファンドの繰上償還は行ないません。

以上

平成27年11月25日

東京都港区赤坂九丁目7番1号  
日興アセットマネジメント株式会社